

マイナンバー制度が始まります

10月に通知カードが届きます

■問合せ マイナンバーコールセンター (0570-20-0178)



マイナンバー制度とは

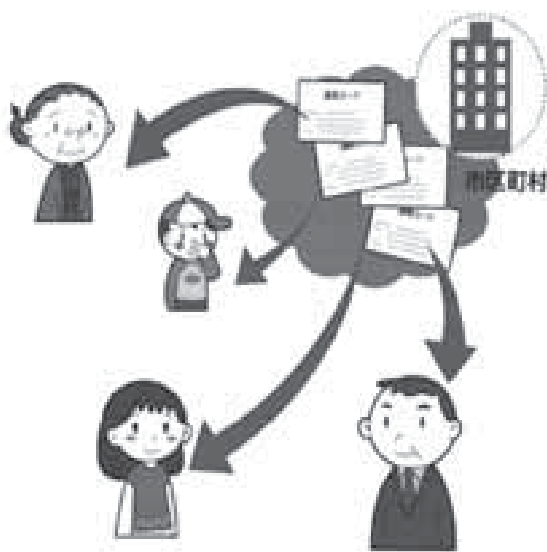
マイナンバーとは、正式には「個人番号」といい、住民票を有する住民一人ひとりに付けられる12桁の番号のことです。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）ともいいます。は、このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうか確認する社会基盤です。

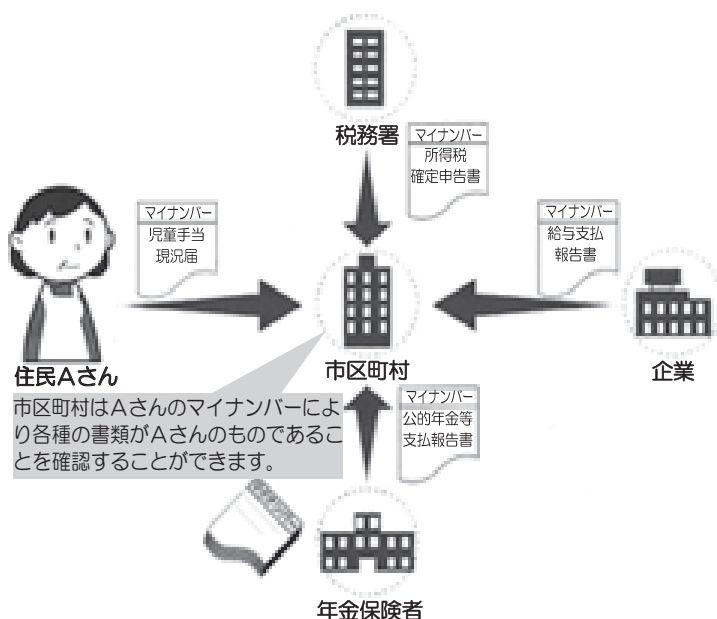
このマイナンバーを国の機関や地方公共団体などが、基本的に、社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告・申請等が可能となり、住民サービスのより一層の向上につながると考えられています。

たとえば、転職してもマイナンバーは変わらないため、年金納付期間の抜け落ちなどのリスクがなくなるなどのメリットがあります。

住民一人ひとりに 12 桁の番号を通知



マイナンバー制度のイメージ



◆詳しい内容は、9月にパンフレットを回覧します。
総務課管財・情報グループ ☎74 - 3000

社会保障分野

年金分野

年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用

労働分野

雇用保険などの資格取得・確認、給付を受ける際に利用
ハローワークなどの事務等に利用

福祉・医療・その他分野

医療保険などの保険料徴収等の医療保険者における手続に利用
福祉分野の給付を受ける際に利用
生活保護の実施などに利用
低所得者対策の事務などに利用

税分野

国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
当局の内部事務などに利用

災害対策分野

被災者台帳の作成に関する事務に利用
被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用